

「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める意見書

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会（分権委員会）は、地方分権改革の推進として、第1次（H20.5.28）、第2次（H20.12.8）、第3次（H21.10.7）、第4次（H21.11.9）と相次いで勧告を提出しています。

第4次勧告では、「直轄事業制度の改革に向け、国の直轄事業範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う国民負担率並みの交付金の創設、地方自治体と事前に協議する仕組みの創設などについて、直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきである」としています。

このような地方分権改革は、地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせ地方切り捨てに拍車をかけることや、近年の異常気象による局地的豪雨・台風の大型化や頻発する地震などの災害から国民の安全・安心が守られないのではないかとの強い危惧を持っています。

今、「ムダの排除」として、公共事業の見直し論議が、世論・マスコミ報道等を通じ盛んに行われています。また、河川、道路等の改修・管理にあたっては「二重行政」の論調のもと、「ムダなことをしている」「管理レベルが異なる」などとし、必要な予算の縮減、出先機関の廃止に結び付けようとしています。そのことは当該地域の特性や重要性等に基づき、国と地方自治体のそれぞれの役割分担により実施しているものであり、なんら二重行政やムダであるとの指摘は当てはまらないものと考えます。

憲法第25条は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を国の社会的使命としています。こうした基本原則からも国民の安全・安心を守る社会資本の整備・管理は、国が責任を持って実施するのが憲法上の責務ではないでしょうか。さらに昨今の経済情勢等から、地域住民の暮らしや雇用情勢は危機的状況にあり、特に東北の疲弊はかつて無いものとなっています。

地域住民が安全・安心・快適に暮らせる社会資本整備と管理のため、防災・生活関連予算の確保、拡充は必須であり、かつそのことが地方の中小建設関連業者の経営安定、雇用情勢の改善にもつながります。

今日、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など、改善すべき課題はたくさんあります。しかし、憲法を遵守する立場である国家公務員労働者は全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る義務があり、どの地域に住んでいても平等・公平に行政の恩恵を受ける立場から、地域間格差、地方切り捨てにつながる現在の地方分権改革の動きには賛同できません。よって国民の生命と財産を守ることは「国の責務」として存続するよう以下の項目について要請します。

記

1. 「地方分権」「地方主権」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充をはかること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 6月24日

宮城県大河原町議会

提出先 内閣総理大臣 菅 直人 殿
国土交通大臣 前原 誠司 殿
宮城県知事 村井 嘉浩 殿